

国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の見直し

国土交通省大臣官房技術調査課

1 はじめに

国土交通省の直轄工事においては、平成17年度の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、総合評価落札方式の適用拡大を順次進めた結果、平成19年度以降はほぼすべての工事において適用されている。

適用の拡大を進める一方、明らかとなった様々な課題に対して運用の改善等を図ってきたものの、総合評価落札方式の実施に伴う競争参加者及び発注者の負担増大、同方式の基本的な理念からの乖離等の課題が顕在化する状況となった。このため、基本に立ち返って総合評価落札方式の見直しを行い、平成25年3月に「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）としてとりまとめを行った。

2 総合評価落札方式の課題及び改善の方針

(1) 総合評価落札方式の課題

総合評価落札方式が直轄工事における標準的な落札者決定方式として定着した一方で、次のような諸課題が顕在化していた。

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大

- ②民間の技術力活用の理念からの乖離
- ③品質確保の理念からの乖離

(2) 改善の方針

総合評価落札方式の定着に伴って顕在化した前記の課題に対し、建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定の適切な役割分担のもと、以下の方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

3 総合評価落札方式の見直し

(1) 見直しの概要（二極化）

総合評価落札方式については、従来、簡易型、標準型、高度技術提案型の3つのタイプを適用していたものを、施工能力を評価する「施工能力評価型」及び施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」に二極化した（図1）。

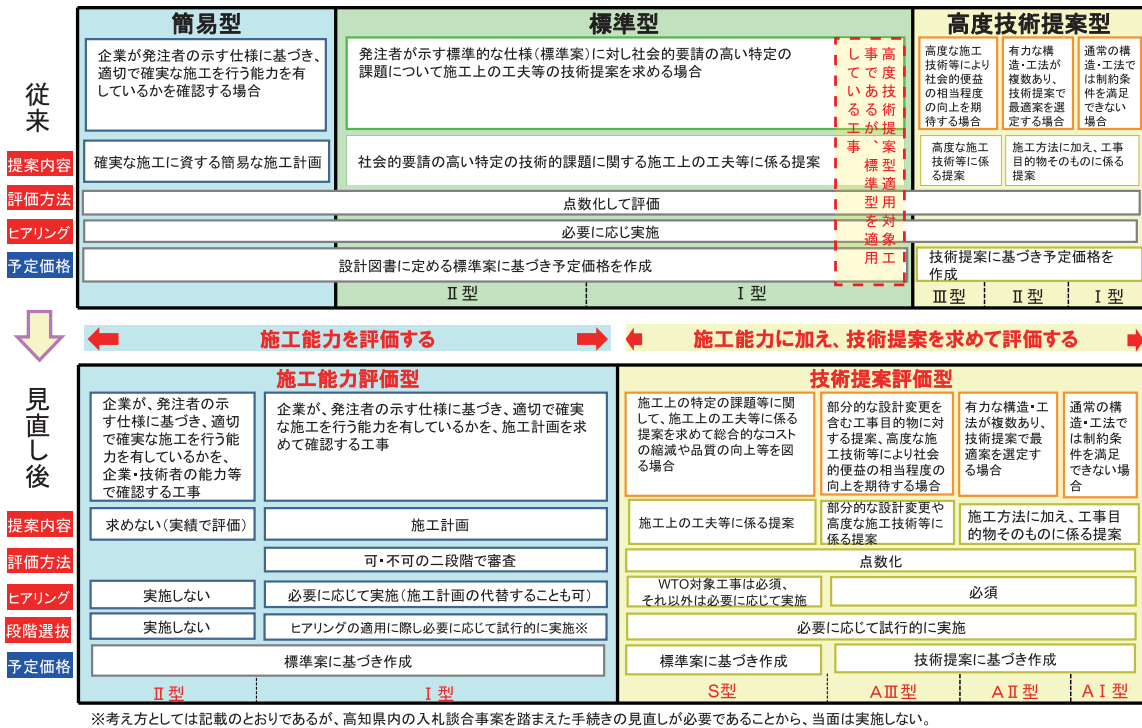


図1 総合評価落札方式のタイプ分類の見直し (二極化)

(2) 評価項目及び配点

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、タイプに拘わらず、次の3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性等に応じて設定することを基本的な考え方とした。

①企業の能力等

②技術者の能力等

③技術提案 (施工計画)

配点の考え方は次の通りであり、タイプごとの具体的な配点割合の例を図2に示す。

- ・総合評価は品質確保・向上の観点に特化する。
- ・品質確保の観点からは、企業に蓄積する技術

施工能力評価型 (I型の場合)	総合評価対象 40(30)		
	段階選抜対象 40(30)		
施工計画※1	企業の能力等※2 20(15)	技術者の能力等 20(15)	

※1 二段階で評価し、原則、「可」が「不可」のみ審査し、点数化しない。
 ※2 「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。
 ※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

技術提案 評価型S型	総合評価対象60(50)		
	段階選抜対象 30(20/30)		
技術提案 30(20/30)	企業の能力等※1※2 15(10/15)	技術者の能力等※2 15(10/15)	

※1 「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(WTO対象の場合設定しない。)
 ※2 WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。
 なお、WTOの配点は別途設定する。
 ※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

技術提案 評価型(A型)	総合評価対象70(50)		段階選抜対象 40/60	
	技術提案 70(50)	簡易な技術提案※1 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※1 簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価
 ※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

図2 配点割合の例

力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同じとする。

- ・地域精通度・貢献度等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分以上を超えない範囲で必要に応じて設定する。
- ・施工能力評価型I型で求める施工計画は、原則、「可」「不可」で評価し、点数化しない。
- ・技術提案評価型では、品質向上の観点から、技術提案の配点を高く設定する。
- ・特に、技術提案評価型A型では、民間の高度な技術力を活用して品質向上を図る観点から、技術提案のみで評価する。
- ・WTO対象工事についても、原則、技術提案のみで評価する。

(3) 評価項目の設定例

具体的な評価項目の例として、技術提案評価型S型（WTO対象工事以外）における評価項目と評価基準の設定例を図3に示す。

技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合には、試行的に段階選抜方式を適用することとする。具体的には、技術提案評価型S型（WTO対象工事以外）の場合、一次審査で企業の能力・技術者の能力等により競争参加者を5～10者程度に絞り込み、技術提案の提出を求める。二次審査では、一次審査の評価項目のほか、技術提案、配置予定技術者へのヒアリング等により加算点を算定し、契約の相手方を決定する。

なお、ヒアリングは配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施し、監理能力に関する評価結果に応じた係数を技術者の同種工事实績の点数に乘じ、技術提案に対する理解度に関する評価結果に応じた係数を技術提案の評価結果に乘じることとした。

		評価項目		配点	
段階選抜	総合評価	企業の能力等	①過去15年間の同種工事实績	6点	15点
			②同じ工種での過去2年間の平均成績	6点	
			③表彰(過去4年間)	3点	
		技術者の能力等	④過去15年間の同種工事实績	6点	15点
			⑤同じ工種区分の4年間の平均成績	6点	
			⑥表彰(過去4年間)	3点	
		⑦技術提案	6点 (×5提案)	30点	
	ヒアリング	⑧監理能力	0 / 0.5 / 1.0 ④の同種工事实績の点数に乘じる		
		⑨技術提案に対する理解度	0 / 0.5 / 1.0 ⑦の点数に乘じる		

■加算点 = (①+②+③) + (④×⑧+⑤+⑥) + (⑦×⑨)

図3 評価項目と評価基準の設定例（技術提案評価型S型・WTO対象工事以外）

(4) 技術提案評価型A型の適用

従来の高度技術提案型に代わり新たに設定した技術提案評価型A型は、次のように設定した。

- ①民間の高度な技術力を活用する観点から、技術提案評価型A型の適用を検討する工事として、低土被り道路・共同溝トンネル、シールド工事等を具体例として示した。
- ②発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求めるタイプとして、AⅢ型を位置づけた。
- ③工事内容に応じて、技術提案の改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化することも可能とした。

また、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、技術評価点の算出にあたっては、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とすることとした（ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない）。

4 平成24年度の試行結果

本ガイドラインの策定にあたっては、平成24年度に先行して施工能力評価型Ⅰ型の試行を行った一部の工事の発注者と競争参加者を対象にアンケート調査（回答数：発注者51者、競争参加者292者）を行った。その結果、競争参加者・発注者の双方で一定の負担軽減効果が得られているとの評価が得られた一方、実績を多く持ち、かつ技術者を多く抱えている会社が有利となる等、受注企業の偏りを懸念する意見等が得られた。

5 おわりに

総合評価落札方式に関し、これまでに顕在化した諸課題を踏まえて二極化等の見直しを行った。このように、総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを巻き込む社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、今後本格的なメンテナンスの時代を迎えるにあたって国民にとって最良な調達を目指す観点から、インフラの品質確保のための担い手の確保を目指して所要の見直しと検討を図っていく所存である。